

(案)

番 号
年月日

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

核燃料サイクル開発機構高速増殖原型炉もんじゅの原子炉の設置変更
(原子炉施設の変更)について(答申)

平成14年5月8日付け平成13・06・06原第1号(平成14年11月1日付け平成13・06・06原1号をもって一部補正)をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準の適用については妥当なものと認める。